

福祉医療ってなあに？

問 厚生課
家庭支援係

うちも対象になる？



小諸市医療費特別給付金事業（福祉医療）のご案内

福祉医療とは、乳幼児、児童、障がい者、母子・父子家庭の方などを対象に、医療保険を使って、病院・歯科医院・薬局などにお支払いいただいた医療費の負担金の一部を助成する制度です。

※保険対象外のものは、対象になりません。なお一部の福祉医療対象者には、所得制限（前年度所得による）があります。

Q.1 病院にかかるときはどうするの？

医療機関窓口で、福祉医療費受給者証と健康保険証を提示してください。子どもの場合は、窓口負担が500円までとなり、大人の場合は、後日市から福祉医療費を振り込みます。



Q.2 予防接種や入院時の食事代は対象になるの？

保険適用分の医療費が対象となるため、対象となりません。その他、保険適用外の健康診断、差額ベッド代、文書料、総合病院等の特定療養費、労災なども対象外です。

Q.3 R3/8/1からの子どもの受給者証が届いたけど、何が変わったの？

令和3年8月1日から子どもが受ける柔道整復師の施術療養費（接骨院・整骨院）について現物給付方式が導入され、医科・調剤等と同じように窓口負担が500円までとなりました。これに伴い、受給者証の様式が変わりました。



Q.4 学校などでけがをした場合は？

学校などで発生したけがで、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（スポーツ保険）

の給付対象となる場合は、福祉医療費の給付対象となりません。

医療機関窓口での受付時に、学校管理下での負傷または疾病であることを必ず伝えていただき、自己負担分（総医療費の2割または3割）をお支払いください。学校でスポーツ保険の申請をしていただくと、見舞金を含む4割分の給付を受けることができます。手続きの結果、スポーツ保険対象とならなかった場合には、領収書により厚生課へ福祉医療の申請をお願いします。

Q.5 長野県外で病院に行ったら？

県外医療機関を受診した場合は、1ヶ月分の領収書（レシート不可）をまとめて持参のうえ、厚生課へ申請してください。後日、市から福祉医療費を振り込みます。申請期間は受診した日の翌月初日から1年間です。

対象となる方

●乳幼児・児童

- ・出生してから18歳に到達する学年までの子ども

●ひとり親家庭等

- ・ひとり親家庭の母または父および児童（★）
- ・父母のいない児童（★）

●障がい者（児）

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳A1・A2・B1
- ・精神保健福祉手帳1・2級（★）
- ・障害年金の受給者（★）
- ・65歳以上で国民年金施行令別表1・2級該当

※（★）印がある資格区分には、所得制限があります。

※助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付が必要です。詳しくは、厚生課家庭支援係へお問い合わせください。

Q.6 コルセット（治療用装具）や子どもの治療用眼鏡を作製した場合は？

加入の健康保険者へ提出した「医師の意見書の写し」「領収書の写し」「保険者からの療養費支給決定通知書の写し」を持参のうえ、厚生課へ申請してください。後日、市から福祉医療費を振り込みます。なお、申請期間は医師が必要と認めた日の翌月初日から1年間です。

Q.7 医療費はいつごろ振り込まれるの？

医療機関を受診した日から最短で2ヵ月後の毎月30日（金融機関が休業日の場合、前営業日）に指定の口座に振り込みます。ただし、後期高齢者医療保険に加入している方は3ヵ月後となります。なお、医療機関からの報告順で支払いを行うため、受診順と振込順が前後する場合があります。

Q.8 医療費が高額だったのに振込金額が少ないのはどうして？

1ヵ月の医療費が高額になった場合、加入の健康保険者から支払われる高額療養費や付加給付金を除く分が福祉医療費として支給されます。（高額療養費や付加給付金については各保険者にお問い合わせください。）

Q.9 障がい者で福祉医療受給者証を持っています。有効期間が7/31より前になっているのはどうして？

障がい者手帳をお持ちの方は、手帳期限に基づいて有効期間が決まっています。手帳の更新後、引き続き福祉医療の該当となる場合には、手帳引渡しの際に福祉医療受給者証もお渡しします。

Q.10 加入している健康保険が変わったら？

新しい保険証を持参のうえ、保険変更の届出をしてください。手続きをしていないと、正しい助成額が支払われない場合があります。

よくある質問に
お答えします！

